

申請書類について

1. 新規申請時にすべての申請者が提出する書類

※ 書類はすべて原本・コピーどちらでも可（押印は不要）

※ 申請書と添付書類の別…申請書は◇、添付書類は☆

番号	提出書類	必要の有無		発行機関等	詳細
		法人	個人		
1	◇競争入札参加資格審査申請書 ※別記第1号、2号、4号、5号、6号様式を提出	○	○	本手引きで規定	P11～
2	☆登記事項証明書（履歴または現在事項証明書） 発行後3ヶ月以内のもの	○	—	法務局	—
3	☆納税証明書 和歌山県税等に未納税額がない証明【別記第1号の12の2様式】 ※発行後3ヶ月以内のもの ※対象税目：和歌山県税（個人県民税及び地方消費税を除く）等 ※和歌山県の区域内に本店又は支店その他事業所等を有する場合に提出が必要	○	○	和歌山県の県税事務所	P20
4	☆納税証明書（その3）消費税及び地方消費税に未納税額がない証明 発行後3ヶ月以内のもの ※対象税目：消費税及び地方消費税と指定 ※法人は「その3の3」個人は「その3の2」でも可 ※非課税業者も提出が必要	○	○	納税地を管轄する税務署	P20
5	☆貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書 又はそれらに相当する書類（直前の事業年度の決算書類（1箇年分）） ※決算が未確定の場合は、その直前の決算が確定しているものを添付 ※グループ企業等で連結決算を行っている場合、 申請される法人単体の決算数値がわかる内訳資料を添付	○	—	各申請者	P21
6	☆青色申告書又は白色申告書の写し（直前の事業年の決算書類（1箇年分）） ※決算が未確定の場合は、その直前の決算が確定しているものを添付	—	○	各申請者	P21

○ 申請書類の提出方法及び提出先

申請書類は、下記あて簡易書留等配達記録の残る方法により、郵送で提出してください。

持参による受付及び対面審査は行いません。

【送付先】 〒641-8509

和歌山県和歌山市紀三井寺811-1

公立大学法人和歌山県立医科大学 経営企画課 あて 【役務】

公立大学法人和歌山県立医科大学 経理課 あて 【物品調達】

【送付部数】 原本1部 ※ 書類はクリップで留めるなど、ばらばらにならないようにして提出してください。（ファイル綴じ不要）

【その他】 申請受付後、受付票の発行及び返送は行いません。

※ 必要な場合は、返信用封筒及び任意様式（受付票）を同封してください。

受取確認は、郵便の追跡サービスをご利用いただき、お電話での確認はご容赦ください。

後日、担当課から補正等をお願いすることがありますので、申請書類の控えは各自で保管しておいてください。

※ 申請書と添付書類の別…申請書は◇、添付書類は☆

番号	提出書類		発行機関	詳細
7	◇代理人届兼委任状【申請書／別記第3号様式】 提出が必要な方 県外の事業者で代理人を設定する方		本手引きで規定	P13～
8	◇印刷業者業務調書【申請書／別記第7号様式】 提出が必要な方 業務種目「大分類：22物品調達 小分類：4印刷」を申請する方		本手引きで規定	P18
9	☆営業に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類 提出が必要な方 営業に関して許可、認可、届出等を必要とする業務種目を申請する方 ☆上記が従事する職員個人の資格である場合は、以下の常勤雇用についての確認書類も提出 【社会保険加入の場合】健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し 【雇用保険加入の場合】雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し 【上記保険に加入できない場合】源泉徴収簿又は賃金台帳等の写し		— 各申請者	P21
10	☆申請日現在において、1年以上の営業経験があることを示す書類（契約書等） 提出が必要な方 業務種目「大分類：12森林整備等」の申請を希望する方		各申請者	P22
11	☆入札参加資格停止等の措置の終期を示す書類 提出が必要な方 現に和歌山県又は本学から資格停止の措置を受けている方		和歌山県、本学からの通知を添付	—

※9の「常勤雇用についての確認書類」の写し等を提出する場合のマスキング処理について

基礎年金番号、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキング（黒塗り）を施してから提出すること。

※10は、令和5年12月31日までの入札参加資格を有していた方が、同じ業務種目へ登録する場合は省略可。

3. 業務種目の追加申請時に提出する書類

※ 書類はすべて原本・コピーどちらでも可（押印は不要）

※ 申請書と添付書類の別…申請書は◇、添付書類は☆

番号	提出書類	発行機関	詳細
12	◇競争入札参加資格審査事項変更申請書 別記第9号様式を提出	本手引きで 規程	P18～
13	◇競争入札参加資格希望業務種目表 別記第5号様式を提出	本手引きで 規程	P19
14	◇印刷業者業務調書 提出が必要な方 業務種目「大分類：22物品調達 小分類：4印刷」を申請する方 別記第7号様式を提出	本手引きで 規程	P19
9	☆営業に関して必要な許認可等を受けていること又は必要な届出等を行っていることを証する書類 提出が必要な方 営業に関して許可、認可、届出等を必要とする業務種目を申請する方 ☆上記が従事する職員個人の資格である場合は、以下の常勤雇用についての確認書類も提出 【社会保険加入の場合】健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し 【雇用保険加入の場合】雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し 【上記保険に加入できない場合】源泉徴収簿又は賃金台帳等の写し	— 各申請者	P21
10	☆申請日現在において、1年以上の営業経験があることを示す書類（契約書等） 提出が必要な方 業務種目「大分類：12森林整備等」の申請を希望する方	各申請者	P22

※9の「常勤雇用についての確認書類」の写し等を提出する場合のマスキング処理について

基礎年金番号、保険者番号及び被保険者等記号・番号にマスキング（黒塗り）を施してから提出すること。

※10は、令和5年12月31日までの入札参加資格を有していた方が、同じ業務種目へ登録する場合は省略可。